

# 「一票でもともに創ろう愛知の未来」

## 二月一日愛知県知事選挙

棄権をしないようお誘い合わせの上、投票にお出かけください。

●投票日

二月一日(日) 午前七時～午後八時

●投票できる人

本町の投票所で投票できる方は、平成二十六年十月十四日までに転入の届出を済ませ、引き続き住民基本台帳に登録されている方で、平成七年二月二日以前に生まれた日本国籍を有する方です。

●入場券

入場券は、告示日後に役場から直接葉書で送付します。投票日には、入場券を必ず本人が持参して投票所の受付係へ提出してください。

もし入場券が届かない場合や、紛失した場合でも、投票のための要件を満たしている方は投票できますので、投票所で受付係に申し出てください。

●投票用紙

受付係へ入場券を提出すると投票用紙が渡されます。定められた記載所で候補者の「氏名」

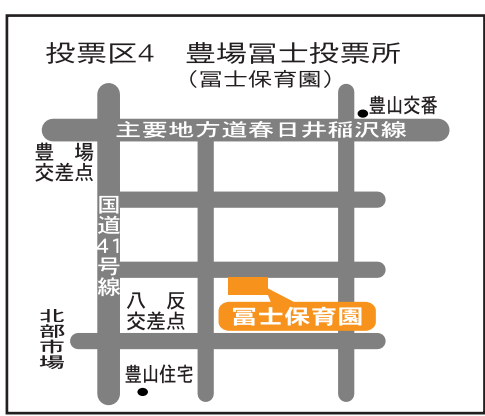
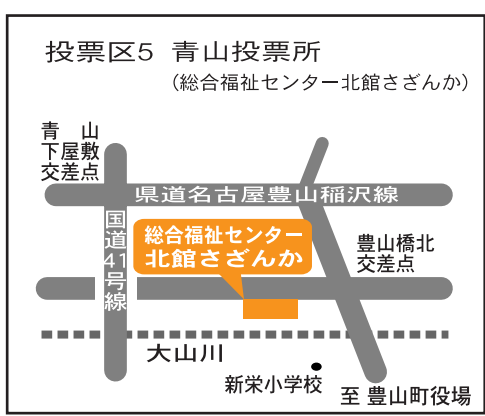
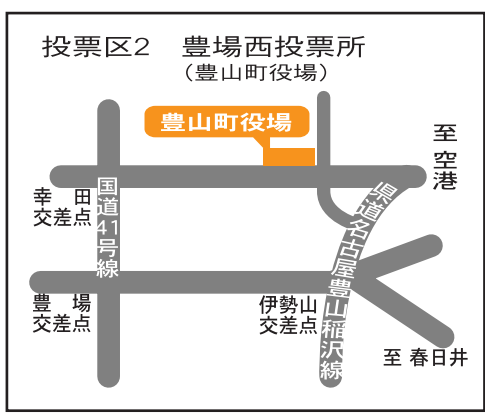
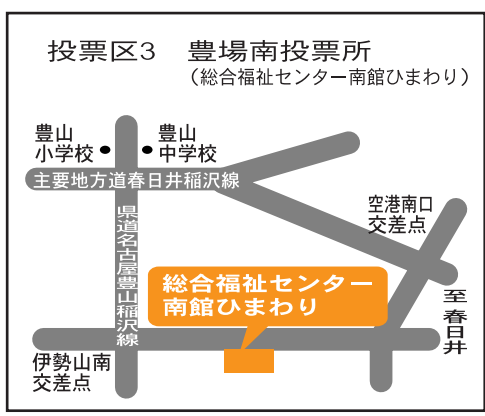
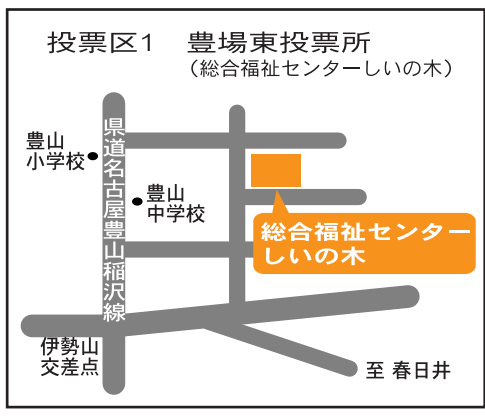
を記入し、投票箱に入れてください。

●投票場所

入場券に記載してある投票所で投票してください。

●期日前投票・不在者投票

投票日に、出張、旅行、病気などで投票できない方は、期日前投票ができます。期間は、一月十六日(金)から一月三十一日(土)までの毎日、午前八時三十分から午後八時までです。入場券を持って(届いていないときは不要)、



役場までお越しください。なお、入場券の裏面に必要事項を記入のうえお持ちいただくと、手続きが早く済みます。また、病気などの理由で指定病院に入院している方などは、郵便などによ

る不在者投票をすることができますので、お早めに町選挙管理委員会までお申し出ください。  
▼問合せ 選挙管理委員会事務局(総務課総務・防災係) ☎28・6003